



平成20年5月29日

各 位

会 社 名 イ マ ジ ニ ア 株 式 会 社  
代表者の役職名 代表取締役会長 兼 CEO 神藏 孝之  
(コード番号: 4644・JASDAQ)  
問い合わせ先 取 締 役 兼 CFO 中根 昌幸  
(TEL: 03-3343-8911)

## 取締役に対するストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成20年5月29日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関する議案を、平成20年6月27日開催予定の当社第31回定時株主総会に下記のとおり付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 付議する理由

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

### 2. 議案の内容

#### (1) スtock・オプションとしての報酬等の額

当社取締役に対する報酬等の額につきましては、平成7年6月28日開催の第18回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。)とする旨ご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬等の額とは別枠で、当社取締役に対する報酬額として年額60百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当該ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた金額となります。

なお、現在の取締役の員数は4名であり、平成20年6月27日開催予定の当社第31回定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合にも、4名となる予定であります。また、この報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれないものとします。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 100,000 株を本定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を使用することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の総数

1,000 個を本定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。（ただし（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併、会社分割等を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使日の属する月の前 3 ヶ月における各日（取引が成立しない日を除く）の終値の平均値が 2,000 円以上である場合にのみ権利行使できる。なお、1 円未満の端数は切り捨てる。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の内容につきましては、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 31 回定時株主総会において「取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上